

食品営業許可に係る廃業届 審査基準

【事務の根拠等】

食品製造業等取締条例（以下「条例」という。）第九条第一項

行商人、弁当等人力販売業者、製造業者等又は卵選別包装業者が廃業したときは、その日から十日以内に知事に届け出なければならない。

条例第九条第四項

弁当等人力販売業者は、第一項の届出をするとき又は許可済証の交付を受けた者が販売に従事しなくなったときは、その日から十日以内に知事に全部又は一部の許可済証を返納しなければならない。

【届書様式】

食品製造業等取締条例施行規則（以下「規則」という。）第十条

条例第九条第一項の届出は、行商人、弁当等人力販売業者及び製造業者等にあつては別記第十二号様式、卵選別包装業者にあつては別記第十二号様式の二による届書による。

参考条項

条例第五条の二第一項

弁当等人力販売業者の許可を受けた者は、弁当等人力販売業者として販売に従事する者及び許可設備ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出し、許可済証の交付を受けなければならない。

- 一 許可済証の交付を受ける者の氏名及び住所
- 二 営業所の名称、屋号又は商号
- 三 主たる営業地及び従たる営業地
- 四 営業許可の番号

規則第九条

条例第五条の二第一項の許可済証は、別記第十一号様式の二とする。

別記第12号様式(第10条関係)

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

（法人の場合は、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名）

廃 業 届

下記のとおり廃業したので、食品製造業等取締条例第9条第1項の規定により届け出ます。

記

営業所の所在地		
営業所の名称等		
廃業年月日	年 月 日	
	営業許可の番号及び年月日	営業の種類
1	第 号 年 月 日	
2	第 号 年 月 日	
3	第 号 年 月 日	
4	第 号 年 月 日	
5	第 号 年 月 日	
備考		

(日本産業規格A列4番)

別記第 11 号様式の 2(第 9 条関係)

(表)

年 月 日 撮影	(3cm) 写真 (4cm)	氏名	交付年月日	弁当等 人力販売業 許可済証	第 号								
		保健所											
<table border="1"><tr><td>営業者の氏名</td><td></td></tr><tr><td>営業所の名称</td><td></td></tr><tr><td>主たる営業地</td><td></td></tr><tr><td>従たる営業地</td><td></td></tr></table>						営業者の氏名		営業所の名称		主たる営業地		従たる営業地	
営業者の氏名													
営業所の名称													
主たる営業地													
従たる営業地													

(日本産業規格 A 列 6 番)

(裏)

許 可 番 号	
許可の有効期限	

変更の記録

年月日	変更事項	内 容

指導等の記録

--

(日本産業規格 A 列 6 番)